

学会参加費援助申請について

研修医ならびに指導医に対する学会参加費の援助（和進会奨学金）が受けられます（旅費は対象外）

★援助の要件

下記条件をすべて満たしている場合に支給される

- (ア) 研修医が筆頭演者である
 - (イ) 学会参加時にローテーションしている診療科長の許可がある
 - (ウ) 現地参加の場合、指導医^①が同行する（援助対象は同行者1名まで）
 - (エ) 学会発表時に研修医・指導医が共に京大医学部附属病院内の職員である
 - (オ) 診療科等他からの援助がない
- * WEB開催の場合も同様の援助が受けられます
- * 研修医が無料の場合でも、申請により指導医の参加費援助を受けることが出来ます
- 注) 指導医とは上級医も含む

《援助を受けられる回数》

研修医 = 国内：年3回まで 海外：年1回

指導医 = 回数の上限なし

《参加のみ・共同演者の場合》

国内外ともに援助なし

★学会が平日勤務日の場合の取り扱いについて（WEBの場合を除く）

- ・学会参加費援助申請をした場合 → 出張扱い
- ・参加のみ → 有給休暇扱い（但し有給休暇が無い場合は欠勤扱い）

★WEB開催の場合

- ・院内で発表・参加の場合 → 出勤扱い
- ・自宅などで発表の場合 → 有給休暇扱い（但し有給休暇が無い場合は欠勤扱い）

研修医の学会参加費援助に関するQ&A

- 01 筆頭演者として発表し診療科から参加費補助がありますが、研修センターからも援助が出ますか？
→ 援助を重複して受けることはできませんので支給対象外となります
- 02 研修終了後に筆頭演者として発表する予定がありますが、援助してもらえますか？
→ 申請時及び発表時に京大病院の研修医であることが条件になりますので、支給されません
- 03 現在京大病院の2年目研修医ですが、1年目に在籍していた外病院からの登録で学会に出席し発表しますが、援助してもらえますか？
→ 研修医本人への援助はできませんが、1年目時の外病院の指導医への援助はできません
- 04 診療科長の署名は、どの診療科長の署名ですか？
→ 学会参加時にローテーションしている科の診療科長の署名をもらってください
- 05 筆頭演者として発表するのですが、指導医が忙しくて同行してもらえません（現地参加の場合）
→ やむを得ないので、自身の参加費のみ申請してください

学会参加手続き

※指導医の職員番号：KING IDとは異なる場合がありますので必ず職員番号であることを確認

＜参加前 手続き＞

： 学会初日より10日前まで

学会参加費援助の要件を全て満たしている研修医は、下記書類を学会初日の10日前までに研修センターに提出

- ① 研修医学学会参加届（学会参加時にローテーションしている診療科長の自筆署名が必要）
- ② 学会参加費援助 チェックリスト
- ③ 参加登録および発表を証明するもの（参加登録・発表決定メール等）
- ④ 発表抄録の写し（発表内容や演者の記載があるもの）
- ⑤ 学会プログラムもしくは要旨集の写し（学会HPダウンロードでも可）

以下の情報が必要です（学協会名・開催期間・場所・参加費の金額・タイムテーブル・自身の発表内容が記載されている頁・自身の発表にチェック）
自身の発表部分のページのみで可

＜参加後 手続き＞

： 学会初日から10日以内

参加前手続きが完了している研修医は、学会初日から10日以内に下記必要書類をすべて揃えて研修センターに提出

- ① 研修医学学会参加レポート
- ② 学会参加登録証・領収書 → 必ず原本を提出 ★事前振込・クレジット支払いの場合は下記参照
- ③ 立替払請求書： 参加届を受領した後に、こちらで作成したものをお渡ししますので立替者が押印（シャチハタ不可）の上、提出してください

※登録証（参加証）の返却が必要な場合は、必ず提出時にお知らせ下さい

※領収書については返却することはできません

なお学会によっては参加証を回収される場合があるので、必ず必要と申し出ること

★事前振込で支払いをした場合

提出締切：振込手続き日から10日以内に参加前手続きに銀行・郵便局の振込票を添えて提出

★クレジットカードで支払いをした場合

提出締切：クレジット支払い手続き日から10日以内（参加後でなくてもOK）

クレジット支払い手続き日 = WEB登録の場合は先方からの支払受付メール等の日付

- ① 支払い受付のメールアドレス等、金額が明記されたクレジット決済をしたことがわかるもの
- ② 参加費の金額が記載されているクレジットカード利用明細書